

件名：新型コロナウイルス感染症（商用便の運航制限の30日間の延長）

<ポイント>

●12日、ベネズエラの航空当局が、商用便の運航制限を、7月12日までの30日間延長すると発表しました。引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止となります。

<本文>

12日、ベネズエラ政府は、非常事態宣言の30日間の延長を官報により発表しましたが、ベネズエラの航空当局も、商用便の運航制限を、7月12日までの30日間延長するとのコミュニケを発表しました。これにより、各航空会社も、現在各社で設定している運航停止期間を延長することが想定され、引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止が継続されます。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されている場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ： <http://www.ve.emb-japan.go.jp/>